

情報提供

那医発第 364 号
令和 8 年 8 月 28 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 玉井 修

副 会 長 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「令和 8 年熊本地震の被災に関する労災診療費等の請求の取扱いについて」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖医発第 790 号

令和 8 年 8 月 19 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

副会長 平安



令和 8 年熊本地震の被災に関する労災診療費等の請求の取扱いについて

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、令和 8 年熊本地震の被災に関する労災診療費等の請求の取扱いについての通知となっております。

自然災害が発生した場合の労災診療費等の請求の取扱いについては、令和 2 年 7 月 30 日付け基発 0730 第 1 号（一部改正：令和 5 年 9 月 22 日付け基発 0922 第 5 号）「自然災害時における労働基準関係行政の運営について」により、医療機関等における被災状況を勘案して必要と認められる場合、厚生労働省労働基準局補償課長からその措置について別途指示されることとなっております。

このたび、令和 8 年熊本地震の被災に関する労災診療費等の請求について、被災により診療録等が滅失若しくは棄損等し、労災診療費等を請求することが困難な医療機関等に対し、別添のとおり特例措置が厚生労働省労働基準局補償課長より示されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

- 令和 8 年熊本地震の被災に関する労災診療費等の請求の取扱いについて

（令和 8 年 8 月 6 日（日医発第 869 号）（保険））

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第 869 号（保険）
令和 8 年 8 月 6 日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
小中 俊太郎
(公印省略)

令和 8 年熊本地震の被災に関する労災診療費等の請求の取扱いについて

今般、令和 8 年熊本地震の被災に関する労災診療費等の請求について、被災により診療録等が滅失若しくは棄損等し、労災診療費等を請求することが困難な医療機関等に対し、別添のとおり特例措置が厚生労働省労働基準局補償課長より示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

<添付資料>

- ・ 令和 8 年熊本地震の被災に関する労災診療費等の請求の取扱いについて
(令 8.8.3 基補発 0803 第 1 号 厚生労働省労働基準局補償課長)

基 補 発 0803 第 1 号

令 和 8 年 8 月 3 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

令和 8 年熊本地震の被災に関する労災診療費等の請求の取扱いについて

自然災害が発生した場合の労災診療費等の請求の取扱いについては、令和 2 年 7 月 30 日付け基発 0730 第 1 号（一部改正：令和 5 年 9 月 22 日付け基発 0922 第 5 号）「自然災害時における労働基準関係行政の運営について」により、医療機関等における被災状況を勘案して必要と認められる場合、本省労働基準局補償課長からその措置について別途指示することとなっている。

今般、令和 8 年熊本地震の被災に関する労災診療費等の請求の事務について、被災により診療録等が滅失若しくは棄損等し、労災診療費等を請求することが困難な医療機関等に対し、下記のとおり特例措置を講ずることとしたので、遺漏なきを期されたい。

記

1 令和 8 年 7 月診療分に係る労災診療費等の請求について

令和 8 年熊本地震による被災により診療録等を滅失若しくは棄損等した労災保険指定医療機関、労災保険指定薬局及び労災保険指定訪問看護事業者（以下「指定医療機関等」という。）に係る労災診療費等の請求の対応として、昭和 51 年 1 月 13 日付け基発第 72 号（最終改正：令和 8 年 4 月 21 日付け基発 0421 第 1 号）「労災診療費算定基準について」の定めにかかわらず、下記 2 による特例の請求（以下「特例請求」という。）を行うことができるものとする。ただし、災害救助法適用日（令和 8 年 7 月 28 日。以下同じ。）の翌日以降に診療を行ったものについては、可能な限り通常の手続きによる請求を行うこと。

上記以外の場合については、下記 3 により労災診療費等の請求を行うものとする。

2 特例請求を行う場合の取扱いについて

（1）特例請求を選択する指定医療機関等については、やむを得ない事情がある場合を除き、

別紙の「労働者災害補償保険診療費等特例請求書」（以下「特例請求書」という。）に診療実日数等の必要事項を記入の上、その所在地を管轄する都道府県労働局長に提出させること。この中で、当該指定医療機関等の令和8年7月の入院、外来別の診療実日数を記入させること。

なお、提出の期限については災害状況を踏まえ適宜対応されたい。

（２）特例請求額の算出方法

原則として、令和8年6月診療等分の労災診療費等支払実績により（当該指定医療機関等について特別な事情がある場合には、別途指定医療機関等と調整をする。）、下記の①及び②により算出し、それを合計して支払を行うこととなる。

なお、労災保険指定薬局及び労災保険指定訪問看護事業者については、外来分として取り扱うものとする。

① 入院分

$$\frac{\text{令和8年6月
入院分労災診療費等支払額}}{30 \text{ 日}} \times \text{令和8年7月の
入院診療実日数（※）}$$

② 外来分

$$\frac{\text{令和8年6月
外来分労災診療費等支払額}}{26 \text{ 日}} \times \text{令和8年7月の
外来診療実日数（※）}$$

（※）災害救助法適用日の翌日以降の診療等分について通常の手続きによる請求を行う保険医療機関については、災害救助法適用日までの診療等日数

（３）特例請求を選択した指定医療機関等については、当該特例請求額をもって令和8年7月診療分の労災診療費等支払額を確定するものであること。

3 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

令和8年7月診療分（令和8年8月提出分）に係る診療費請求書等の提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。

また、薬剤費及び訪問看護費用の請求についても同様の取扱いとすること。

なお、労災診療費、薬剤費及び訪問看護費用の算定は、従前どおり、労災診療費算定基準に定められているものを除き、健康保険の取扱いに原則準拠することから、令和8年熊

本地震の被災に伴う診療報酬等の取扱いについても、原則準拠して取り扱うこと。

4 その他

- (1) 特例請求の機械処理等に当たっての詳細については、別途指示するところによること。
- (2) 指定医療機関等の建物が全半壊等し、これに代替する仮設の建物等（以下「仮設医療機関等」という。）において診療等を行う場合、当該仮設医療機関等と全半壊等した指定医療機関等との間に、場所的近接性、診療体制等から指定医療機関等としての継続性が認められる場合については、当該診療等を指定医療機関等における療養の給付として取り扱って差し支えないこと。
- (3) 本件取扱いについては、関係機関と連携の上、管内の指定医療機関等に対して周知を徹底すること。

労働者災害補償保険診療費等特例請求書（令和 8 年 7 月診療分）

令和 8 年 8 月 3 日付け基補発 0803 第 1 号「令和 8 年熊本地震の被災に関する労災診療費等の請求の取扱いについて」に定める特例請求の要件に該当することから、特例請求の算定方法に基づき、労災診療費等を請求します。

なお、請求額については、厚生労働省が保管する支払記録の令和 8 年 6 月の支給実績に基づき算定することに同意します。

令和 8 年 ____ 月 ____ 日

診療機関等請求人の

労災保険指定医療機関、労災保険指定薬局等の番号 _____

(可能であれば記入をお願いします。)

郵便番号 (—)

住所（所在地）

名 称

責任者氏名

電話番号 (— —)

____ 労働局長 殿

令和 8 年 7 月の診療実日数

【入院・外来別診療実日数】

(外来診療実日数)

7 月分 ____ 日間

(入院診療実日数)

7 月分 ____ 日間